

神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公営バス事業者による次世代バスの導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国と協調して補助することにより、乗合自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、国土交通省が定める当該年度に適用される低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱（以下「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱」という。）に定義されるものの他、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「公営バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業に限る。）を経営する公営事業者をいう。
- (2) 「次世代バス」とは、CNGバス又は優良ハイブリッドバスであって、神戸市内に使用の本拠を置き、低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱に基づく補助を受ける自動車をいう。

(補助金の額)

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、車両本体価格と通常車両価格との差額の1/12相当額として、次の各号に定める額について、予算の範囲内において交付する。

- (1) CNGバス（全長9m未満）にあつては、一台当たり396,000円とする。
- (2) CNGバス（全長9m以上）にあつては、一台当たり550,000円とする。
- (3) 優良ハイブリッドバス（全長9m未満）にあつては、一台当たり68,000円とする。
- (4) 優良ハイブリッドバス（全長9m以上）にあつては、一台当たり70,000円とする。

(交付申請)

第4条 公営バス事業者は、補助金の交付を申請するときは、第1号様式による補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月23日（土・日・祝は、その前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 国の協調補助を受けることを証する書類
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により補助金の交付を申請した公営バ

ス事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第6条 公営バス事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は当該補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、第3号様式による補助対象事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を適当と認めたときは、その旨を第4号様式による補助対象事業計画変更等承認書により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 公営バス事業者は、補助対象事業が完了した日から遅滞なく、また当該年度の3月24日(土・日・祝はその前の開庁日)までに、第5号様式による補助対象事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (2) 次世代バス導入に係る請求書及び明細書の写し
- (3) 対象経費の支払いを証する書類(領収書等)
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) その他参考となる書類

2 前項の場合において、市長が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式による補助金の額の確定通知書により公営バス事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 公営バス事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知があった日から遅滞なく、また翌年度の4月23日(土・日・祝はその前の開庁日)までに第7号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(帳簿の保存義務)

第10条 公営バス事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備し、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第11条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は1部とする。

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、環境局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

第 号
平成 年 月 日

神戸市長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金交付申請書

下記により平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1. 導入する次世代バス 別紙1のとおり
2. 補助金交付申請額 金 円

導入する次世代バス

使用の本拠の位置	神戸市 区
導入する次世代バス	種別： 車名： 型式： 導入するバスの車長：
導入する台数	台
補助対象事業完了日	平成 年 月 日
補助対象事業に要する経費	円 (円/台)
国土交通省補助金の額（予定額）	円 (円/台)
補助金交付申請額	円 (円/台)

(注)

1. 補助対象となる次世代バスの使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバスの別を記入すること。
3. 次の書類を添付すること。
 - ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
 - イ. 国の協調補助を受けることを証する書類
 - ウ. その他参考となる書類

神環指第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号で申請のあった平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2. 公営バス事業者は、神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金交付要綱を遵守しなければならない。

第 号
平成 年 月 日

神戸市長 あて

住 所（〒 - ）

氏名又は名称

代表者氏名

印

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業計画変更等承認申請書

平成 年 月 日付，第 号で交付申請を行った平成 年度神戸市公営次
世代バス普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について，下記の理由により（変更・
中止・廃止）したいので申請します。

記

1. 変更，中止又は廃止の内容
2. 変更，中止又は廃止の理由
3. その他必要な書類（必要に応じ，変更後の書類を添付）

神 環 環 指 第 号
平 成 年 月 日

様

神 戸 市 長

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業計画変更等承認書

平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る補助対象事業計画変更等承認申請書について、申請内容における事業計画の（変更・中止・廃止）を承認します。

記

1. 変更，中止又は廃止の内容

2. その他

神戸市長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付、神環環指第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る補助対象事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

1. 導入した次世代バス 別紙のとおり
2. 補助金交付申請額 金 円
3. その他参考となる事項

導入した次世代バス

使用の本拠の位置	神戸市 区
導入した次世代バス	種別： 車名： 型式： 導入したバスの車長：
導入した台数	台
補助対象事業完了日	平成 年 月 日
補助対象事業に要する経費	円 (円/台)
国土交通省補助金の額（予定額）	円 (円/台)
補助金交付申請額	円 (円/台)

(注)

1. 補助対象となる次世代バスの使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバスの別を記入すること。
3. 次の書類を添付すること。
 - ア. 補助対象事業に係る契約書の写し
 - イ. 次世代バス導入に係る請求書及び明細書の写し
 - ウ. 対象経費の支払いを証する書類（領収書等）
 - エ. 自動車検査証の写し
 - オ. その他参考となる書類

様

神戸市長

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付、第 号で実績報告のあった平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 金 円

第 号
平成 年 月 日

神戸市長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

平成 年度神戸市公営次世代バス普及促進対策費補助金請求書

平成 年 月 日付，神環環指第 号で額の確定通知のあった補助金について下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額 金 円
2. 受取人 住所
(口座名義) 氏名
電話番号
3. 振込先金融機関
及び支店名
4. 預金種別
5. 口座番号